

中小企業の経営状況と生産性の規模別比較

－税務・財務等の各種統計からみた日本企業の収益状況の推移－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

峯岸 直輝

(キーワード) 中小企業、収益性、需給ギャップ、労働生産性、付加価値、労働分配率、
税務統計

(視 点)

日本における労働力の減少に伴う経済低迷の打開策として『生産性の向上』が注目されており、政府も『生産性革命』に取り組んできた。日本経済は活力がなく、停滞しており、特に中小企業の低生産性の改善が喫緊の課題とされている。そこで本稿では、前半で足元における中小企業の景況感および経営状況について概観し、中小企業の総合的な収益力の水準について要因分解し、需給ギャップの状況を踏まえた収益力の改善策について検討する。後半では、日本経済に活力がないのかを、企業を“個人事業者”と“法人”へ経営形態別に分けたうえで、日本の企業数や所得金額の動向、新規事業所の開業状況などを税務等の各種統計を利用することで検証する。また、中小企業の労働生産性の水準に関して、資本金階級別に長所と短所を明らかにすることで、中小企業の実態を向上させるポイントについて指摘する。

(要 旨)

- 中小企業の総合的な収益力を示す総資本経常利益率は、一時期よりは若干低下したものの、高水準を保っている。また、大企業より中小企業の方が資本効率性は高く、価格の引上げによる総資本経常利益率の改善効果は大企業よりも大きい。中小企業は、ニーズがある高付加価値製品・サービスの供給に努めると共に、取引先との価格交渉力の強化や多重下請構造の改善などによって、価格の引上げを図ることが、総合的な収益力を高めるために有効である。
- 中小企業の雇用・設備の不足感は著しく、大幅な需要超過の状態にある。労働分配率は適正な水準を4～5%ポイント下回っており、中小企業の就業環境・待遇の改善や設備投資に踏み切ることで、供給能力を引き上げて従業員1人当たり売上高や資本効率性を高め、収益力や生産性を一段と改善させるといった好循環を作り出す必要がある。
- 近年、個人事業者数は下げ止まり、法人数はアベノミクス以降、増加ペースが加速している。有雇用事業所の開業率は廃業率を上回って推移しており、黒字企業数や所得金額も増加してきた。日本経済は堅調に推移しており、規制緩和・技術革新・社会構造の変化等を背景に、農業法人や情報通信・サービス業などで開業が活発化している。
- 中小企業は資本規模が小さいほど付加価値率が高い一方、従業員1人当たり売上高は少なく、規模の経済性が低いことが低生産性の主因になっている。しかし、近年、顧客ニーズの多様化や技術の複雑化・専門性の高まりなどで市場のニッチ化が進み、小回りが利き、専門分野に特化して細分化している中小企業の役割は高まりつつある。また、IT等の技術革新でニッチ市場の厚みが増し、中小企業でも規模の経済性を追求できる環境へ変化している。

1. 問題意識

日本は人口減少社会に突入しており、働き手が不足して、現役世代が高齢者を支える社会保障制度などに対する先行き不透明感が蔓延している。このような労働力の減少に伴う日本経済の低迷の打開策として『生産性の向上』が注目されており、政府も『生産性革命』をアベノミクス“新三本の矢”に据えて本格的に取り組んできた。特に、中小企業の生産性の低さが槍玉に挙げられ、中小企業の生産性を押し上げる施策が講じられている。日本では、中小企業の数が多いことが生産性の低さの一因であり、“稼ぐ力”が弱く、借金の利払いを利益で賄えないような企業は市場から退出させ、その労働力を生産性が高い産業や大企業へシフトさせるべきという主張が一部で見受けられる。一方、人口減少による国内需要の縮小といった先行き不透明感の高まりなどを背景に、日本経済に活力がなく、新たな事業の創設が停滞して企業数が減少しているとの見方も散見する。IT等による技術革新や規制緩和・社会構造の変化などが進む中、日本では成長分野などで新規事業の開業が停滞しているのかを検証し、中小企業の収益力や生産性を向上させるための課題は何なのかを解明する必要がある。

そこで本稿では、前半で足元における中小企業の景況感および経営状況について概観する。特に、中小企業の総合的な収益力（総資本経常利益率）を“売上からみた収益性”と“資本効率性”に分解して要因を解明し、雇

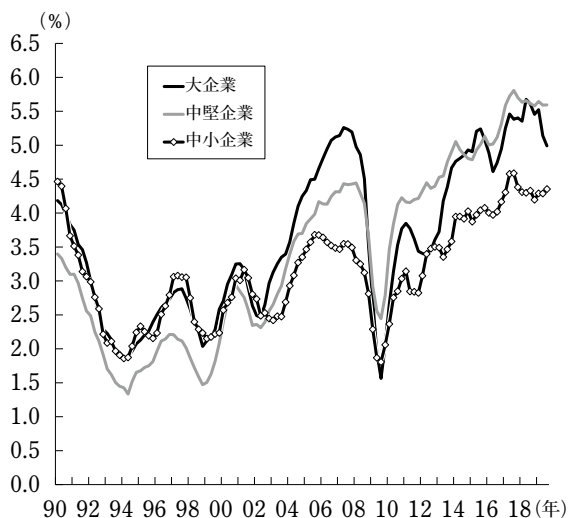
用や設備の不足感からみた中小企業の需給ギャップの状況を踏まえた収益力の改善策について検討する。後半では、日本経済は活力がないのかを、企業を“個人事業者”と“法人”へ経営形態別に分けたうえで、日本の企業数や所得金額の動向、新規事業所の開業状況などを税務等の各種統計を利用することで検証する。また、低いといわれる中小企業の労働生産性の水準に関して、資本金階級別に“規模の経済性(従業員1人当たりの売上高)”と“付加価値率(売上高に対する付加価値の水準)”に要因分解するなど、長所と短所を明らかにすることで、中小企業の生産性を向上させるポイントについて指摘する。

2. 中小企業の足元における景況感および経営状況

(1) 中小企業の景況感～足元は製造業で悪化も、非製造業は底堅さを維持

足元の中小企業の景況感を19年9月調査の日銀短観でみると、中小企業（全産業）の業況判断D.I.（良い－悪い）は5%ポイントとなり、前回（6月）調査の6%ポイントから若干低下した（図表1左）。18年12月調査の12%ポイントをピークに三四半期連続で低下しており、19年に入ってから中小企業の業況は弱含んでいる。19年9月調査は、消費税率引上げ（8→10%）前に当たるものの、前回の引上げ（5→8%）前の14年3月調査では駆け込み需要などの効果で業況判断D.I.の上昇がみられたが（3→7%ポイント）、今回は各種の影響緩和策などもあり、その効果が顕在化し

図表2 企業規模別の総資本経常利益率の推移

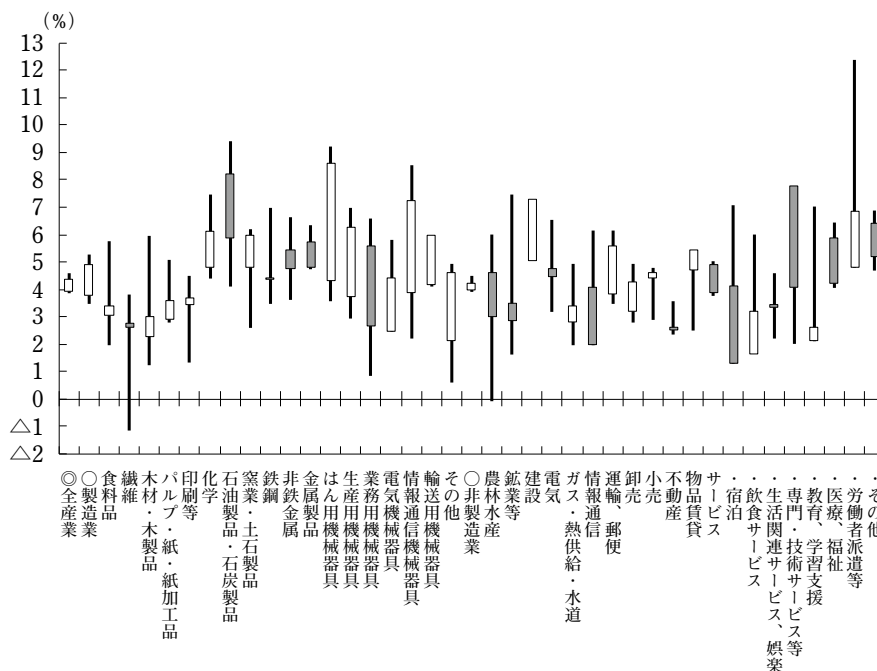


(備考) 1. 中小企業は資本金1,000万円以上1億円未満、中堅企業は同1億円以上10億円未満、大企業は同10億円以上。全産業（除く金融・保険）
 2. 総資本経常利益率＝経常利益（直近4四半期合計）÷資産合計（直近4四半期平均）×100
 3. 財務省『法人企業統計調査（四半期別）』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

に低下しており、悪化が著しい。大企業の方が経常利益に占める製造業の割合や輸出向け製品の割合が高く^(注1)、世界経済の減速の影響を強く反映している。

前回の消費税率引上げ後（14年4-6月～19年7-9月）における中小企業の総資本経常利益率の推移を業種別にみると（図表3）、製造業は、足元、繊維や業務用機械などで水準が低い一方、はん用機械や情報通信機械などでは高く、おおむね堅調である。中小製造業は、大企業ほど米中貿易摩擦や世界経済の減速等の影響を受けていない。非製造業は、一時期6%を超えていた情報通信や宿泊が足元は低下しており、14年4-6月の水準を下回っている。一方、建設、運輸、物品賃貸な

図表3 中小企業の業種別総資本経常利益率



(備考) 1. 中小企業は資本金1,000万円以上1億円未満とした。
 2. 箱ひげ図の説明は図表1参照。期間は14年4-6月～19年7-9月
 3. 財務省『法人企業統計調査（四半期別）』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

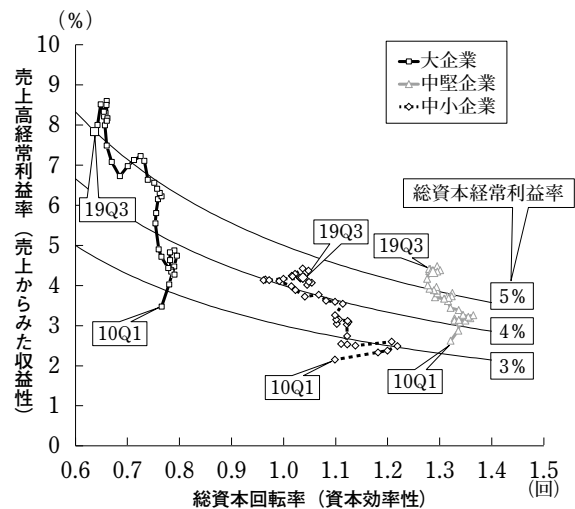
(注) 1. 18年度の経常利益に占める製造業の割合は、中小企業が23.0%、大企業が42.0%である。日銀短観における18年度（実績）の製造業の売上高に対する輸出額の比率は、中小企業が6.2%、大企業が33.0%である。

どは堅調であり、労働者派遣等は人材難などを背景に12%台に達した17年度下期をピークに低下しているが、依然として高い収益力がある。また、専門・技術サービス等の対事業所サービスは持ち直しつつあり、小売や生活関連サービス等の対個人サービスも前回の消費税率引上げ時の水準に回復している。

総資本経常利益率（全産業）を、「売上からみた収益性＝売上高経常利益率」と「資本効率性＝総資本回転率」に分解してみると、大企業との比較では、中小企業は売上高からみた収益性が低い一方で資本効率性が高いという特徴がある（図表4）。中小企業は労働集約的で売上高人件費率が高いなど、固定費の負担が利益を圧迫している。資産がどれだけアウトプット（売上高）を生み出したのかを示す資本効率性は、中小企業は人的資本への依存度が高い一方、大企業は設備等の資産規模が大きく、稼いだ利益の有効活用や従業員・下請等の取引先などへの収益還元が十分に行われていないことなどを反映し、中小企業の方が高い状況である。直近の動向をみると、大企業は売上からみた収益性の悪化が総資本経常利益率の悪化をもたらしている。一方、中小企業は売上高経常利益率が横ばい圏にあり、総資本回転率も低下していないことから、総資本経常利益率は底堅く推移している。

中小企業の方が資本効率性は高いので、売上数量を減らさずに価格を引き上げられ

図表4 企業規模別の総資本経常利益率の要因分解



- (備考) 1. 中小企業は資本金1,000万円以上1億円未満、中堅企業は同1億円以上10億円未満、大企業は同10億円以上。全産業（除く金融・保険）。期間は10年1-3月～19年7-9月
 2. 総資本経常利益率＝売上高経常利益率×総資本回転率。売上高経常利益率＝経常利益（直近4四半期合計）÷売上高（直近4四半期合計）×100、総資本回転率＝売上高（直近4四半期合計）÷資産合計（直近4四半期平均）
 3. 財務省「法人企業統計調査（四半期別）」より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

ば、総合的な収益力を示す総資本経常利益率の改善効果は大企業よりも大きくなる^(注2)。中小企業は、ニーズがある付加価値が高い製品・サービスを提供することに努め、取引先との価格交渉力の強化や多重下請構造の改善などによって、価格の引上げを図り、売上からみた収益性と資本効率性を向上させることが、総合的な収益力を高めるために有効である。例えば、売上数量を減らさずに価格を1%引き上げられると仮定した場合、売上高経常利益率は4.20%→5.15%、総資本回転率は1.04回→1.05回、総資本経常利益率は

(注)2. 売上高＝価格×売上数量、経常利益＝価格×売上数量－（単位当たり変動費×売上数量＋固定費）として、価格を1%引き上げた場合（売上数量や資産合計等の価格以外は不変と仮定）、△総資本経常利益率＝（売上数量÷資産合計）×（△価格÷価格）×価格なので、総資本経常利益率は総資本回転率×1%分上昇する。なお、価格引上げに伴う経常利益の増加で資産合計も拡大すると仮定した場合は、（1－総資本経常利益率×（1－法人税等の負担率）×内部留保率）×総資本回転率×価格上昇率分、改善する。1－総資本経常利益率×（1－法人税等の負担率）×内部留保率＝1なので、資産合計は不変と仮定しても大差は生じない。

4.35%→5.39%に上昇し、大企業の水準を上回ることができる。また、中小企業より資本金規模が大きい中堅企業の方が資本効率性は高いことから、需要が供給能力を上回っているような中小企業に対して、地域金融機関は能力増強投資等への融資を通じて資本効率性を高めながら企業規模の拡大を促すなど、企業の成長・育成を押し進める必要があろう。

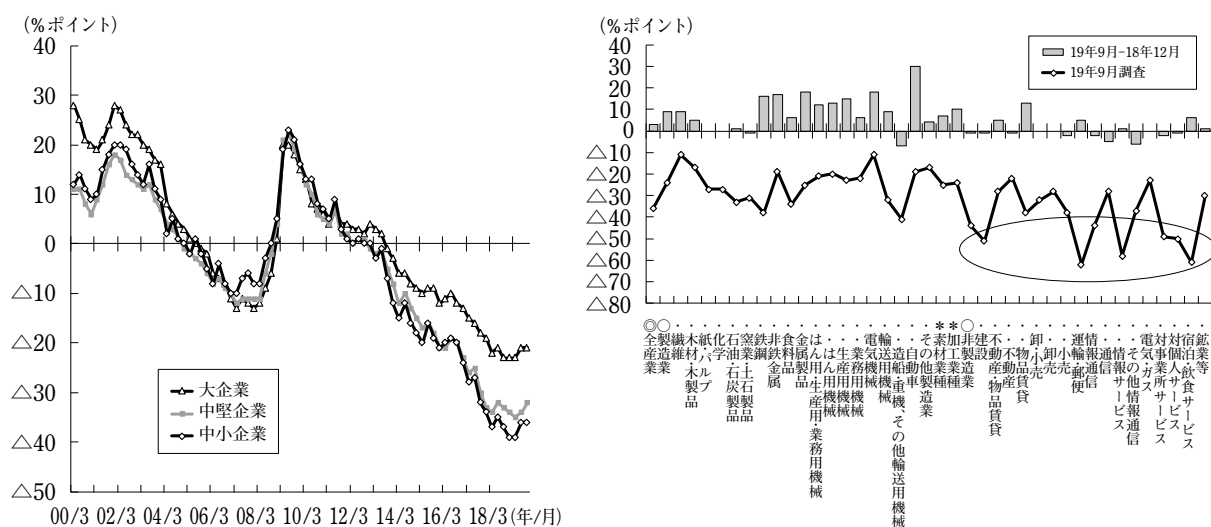
(3) 中小企業の雇用・設備不足感と需給ギャップ～需要超過が高水準

日本の雇用環境は堅調に推移している。完全失業率は19年7月、8月に2.2%となり、92年10月以来、約27年ぶりの低水準になった。有効求人倍率も足元は頭打ち状態だが、19年10月は1.57倍で、バブル景気の水準を上回っており、日本列島改造ブームの好景気直後の1974年初頭頃の高水準にある。労働需

給は逼迫しており、独立行政法人労働政策研究・研修機構が算出した19年7-9月の需要不足失業率は△0.45%ポイントである。需要不足（超過）によって生じる失業（欠員）がない状態を示す“均衡失業率”を、実際の完全失業率が0.45%ポイント下回ることを示しており、企業が欲しい人材を充足できない欠員率が高い一方、失業率が低くて新たな働き手が相対的に少ない状況になっている。

このような雇用環境を背景に、雇用不足感は特に中小企業で高まっている。日銀短観の雇用人員判断D.I.（過剰-不足）をみると、中小企業（全産業）は19年9月調査で△36%ポイントと、同年3月調査の△39%ポイントからは上昇しているものの、依然として不足感が強い（図表5左）。大企業（全産業）のD.I.は△21%ポイントであり、中小企業の方が15%ポイントもマイナス幅が大きい。特に

図表5 短観の規模別雇用人員判断D.I.（左図）と中小企業の業種別雇用人員判断D.I.（右図）



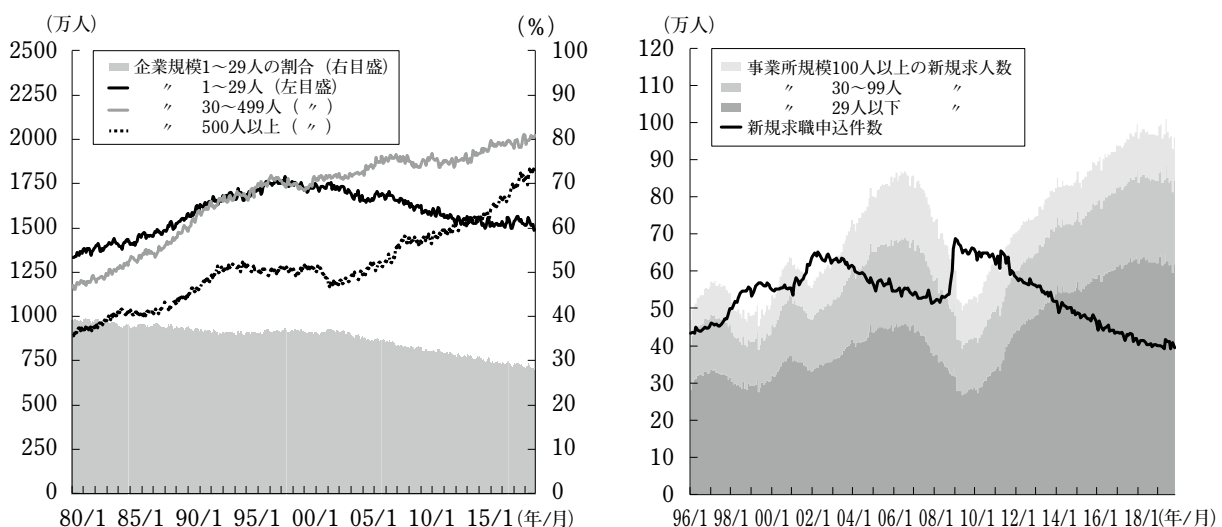
(備考) 1. 中小企業は資本金2,000万円以上1億円未満、中堅企業は同1億円以上10億円未満、大企業は同10億円以上。「過剰」-「不足」
 2. 左図は全産業（除く金融機関）
 3. 日本銀行『全国企業短期経済観測調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

中小企業は、非製造業が△44%ポイントでマイナス幅が過去最高となった(図表5右)。建設、運輸・郵便、情報サービス、宿泊・飲食サービスなどの労働集約型産業でマイナス幅が大きい。都市再開発・国土強靱化、IT化の進展・ネット通販の普及、インバウンド需要の拡大、共働き世帯の増加などで需要が高まっている産業や、IT・運転等の技能を要したり、従業者の高齢化が進んでいたりする職業で労働力不足が著しい。また、近年の最低賃金の引上げで(図表27参照)、社会保険支払いの負担が生じる年収130万円に収まるように勤務時間を調整する主婦パート労働者等がいることも、人材不足に拍車をかけているおそれがある。19年に入って人材不足感が若干緩和しているが、これは世界的な景気減速に伴う自動車販売の低迷や設備投資の慎重化などを背景に、自動車、電気機械、生

産用機械等の産業機械、金属製品、非鉄金属、鉄鋼などの製造業で雇用人員判断D.I.が上昇したと考えられる。

企業規模別に雇業者数の推移をみると、従業者数1~29人の企業は19年10月に1,495万人となり、98年平均の1,755万人から緩やかに低下してきたが、足元はおおむね1,500万人程度の横ばい圏で下げ止まっている(図表6左)。一方、従業者数1~29人とは対照的に、この20年間で同30~499人は250~300万人、同500人以上は500~600万人程度増加しており、人材が大企業へシフトしている様子がうかがえる。公共職業安定所における新規求人数をみると、従業者数29人以下の事業所では、リーマンショック後の09年は月間30万人を下回っていたが、第2次安倍政権発足時の12年末にはすでに月間50万人程度に回復していた(図表6右)。足元の19年10月は62万

図表6 企業規模別の雇業者数(左図)と事業所規模別新規求人数と新規求職申込件数(右図)



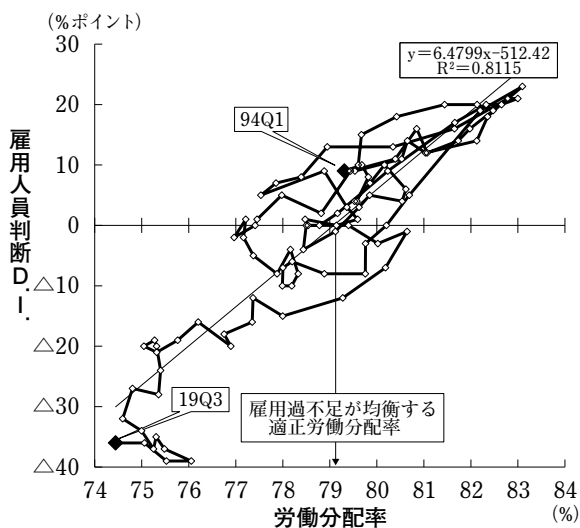
(備考) 1. 雇業者数は勤め先が官公庁などの「官公」を含んでいない。季節調整値。事業所規模別の新規求人数は当研究所が算出した季節調整値
 2. 07年10月に日本郵政公社が民営・分社化されたことに伴って、「官公」の雇業者が企業規模「500人以上」に移動している。
 3. 総務省統計局『労働力調査』、厚生労働省『一般職業紹介状況』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

人で全規模（96万人）の64%を占め、新規求職申込件数の総数（39万件）の1.6倍の規模に相当する。新規求人数に占める従業者数29人以下の事業所の割合は、景気後退期に高まる傾向がある^(注3)。中小事業所は、不況期において雇用の受け皿になることで、地域経済を下支えする重要な役割を担っている。

中小企業は従業者の待遇改善などで人材を確保する必要があるが、付加価値に占める人件費の割合である労働分配率^(注4)は足元74.4%で過去の水準と比べて人件費が経営を過度に圧迫している状況ではない（図表7）。この実績値は、中小企業の雇用過不足感が均衡（雇用人員判断D.I.=0）する適正な労働分配率の水準である79.1%（図表7参照）を下回っている。雇用不足を解消させるために、現状の粗付加価値額の4.6%分に相当する賃金の引上げや待遇改善などを図る必要があり、人件費を6.2%引き上げることを示している。

人材不足に加え、設備も不足感が強く、日銀短観の生産・営業用設備判断D.I.（過剰－不足）をみると、中小企業（全産業）は17年12月調査～19年3月調査まで△6%ポイントで推移した（図表8左）。ただ、19年6月調査では製造業を中心に設備不足感が弱まったため、△4%ポイントへ小幅に上昇し、同年9月調査も同水準である。製造業は19年に入って、非鉄金属、はん用機械等の産業機械、自動車などの設備不足感が急速に弱まっ

図表7 中小企業の労働分配率と雇用人員判断D.I.



- (備考) 1. 対象とした中小企業は、労働分配率が資本金1,000万円以上1億円未満、雇用人員判断D.I.が同2,000万円以上1億円未満。全産業（除く金融・保険）。期間は94年1-3月～19年7-9月
 2. 労働分配率＝人件費（直近4四半期合計）÷粗付加価値額（直近4四半期合計）×100、粗付加価値額＝人件費＋営業純益＋支払利息等－減価償却費、人件費＝従業者給与＋従業者賞与＋福利厚生費、従業者は役員と従業員とした。
 3. 財務省『法人企業統計調査（四半期別）』、日本銀行『全国企業短期経済観測調査』より信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

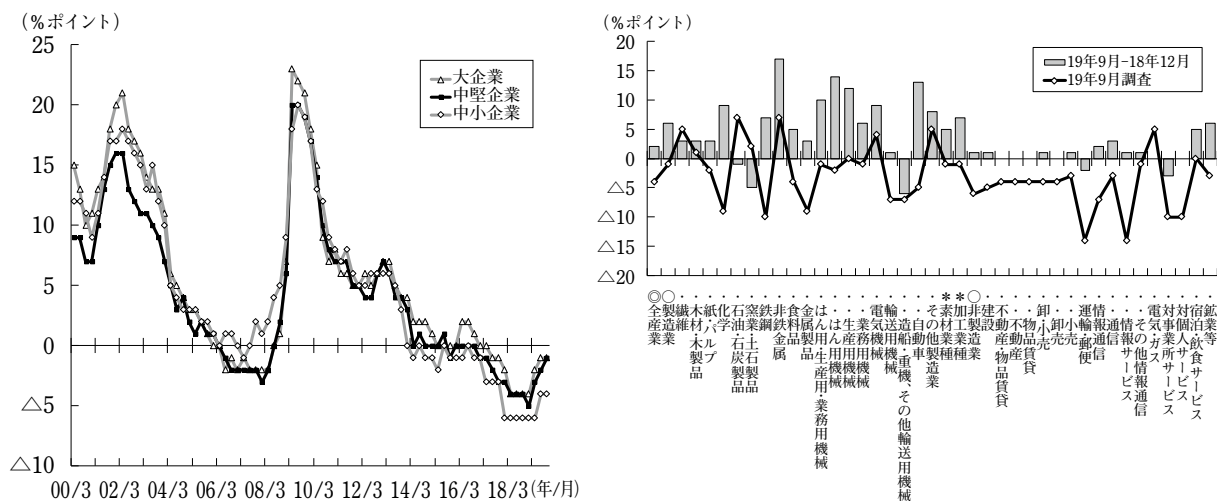
た（図表8右）。一方、非製造業は大幅な変化はみられず、宿泊・飲食サービスがやや上昇したものの、ネット通販の普及等の影響を受けた運輸・郵便、IT化や省力化・業務効率化等で需要が高まっている情報サービスは依然として設備不足感が強い。

財務省『法人企業統計調査（四半期別）』で、企業が利用可能な自己資金であるキャッシュフロー（内部留保＋減価償却費）に対する設備投資額（ソフトウェアを除く）の比率をみると（図表9）、中小企業（全産業）は、リーマンショック後、50%台の推移が続い

(注)3. 例えば、景気の山である97年5月（58.3%）、00年11月（58.5%）、08年2月（50.8%）、12年3月（63.0%）から各々の次の谷である99年1月（60.9%）、02年1月（59.3%）、09年3月（53.7%）、12年11月（64.1%）へ景気後退期に上昇している。

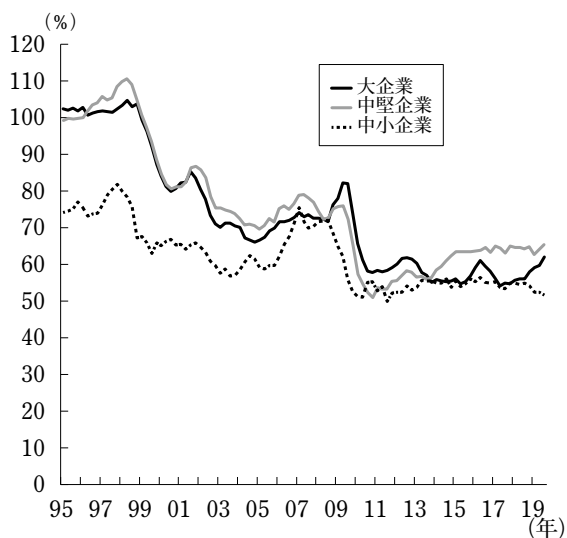
4. 財務省『法人企業統計調査（四半期別）』から、労働分配率＝人件費÷粗付加価値額、人件費＝従業者給与＋従業者賞与＋福利厚生費、粗付加価値額＝人件費＋営業純益＋支払利息等－減価償却費、従業者は役員と従業員として算出した。人件費と粗付加価値額は共に直近1年間分を合計してから算出した。

図表8 短観の規模別生産・営業用設備判断D.I.(左図)と中小企業の業種別生産・営業設備判断D.I.(右図)



(備考) 1. 中小企業は資本金2,000万円以上1億円未満、中堅企業は同1億円以上10億円未満、大企業は同10億円以上。「過剰」－「不足」
 2. 左図は全産業（除く金融機関）
 3. 日本銀行『全国企業短期経済観測調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

図表9 規模別の設備投資の対キャッシュフロー比率



(備考) 1. 中小企業は資本金1,000万円以上1億円未満、中堅企業は同1億円以上10億円未満、大企業は同10億円以上。全産業（除く金融・保険）
 2. ソフトウェアを除く設備投資(直近4四半期合計)÷キャッシュフロー(直近4四半期合計)×100。キャッシュフロー＝経常利益÷2+減価償却費とした。
 3. 財務省『法人企業統計調査(四半期別)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

ている。13年のアベノミクス以降は55%前後とやや上昇していたが、足元（19年7-9月）は52%へ若干低下している。中小企業の収益性が改善した13~15年は、設備投資額の水準が緩やかに増加したものの、16年以降は横ばい圏で推移している。19年7-9月の設備投資額の対キャッシュフロー比率を企業規模別にみても、中堅企業は65%、大企業は62%と足元は上昇しており、中小企業は設備投資に慎重であることが分かる。

中小企業の雇用や設備の不足感は依然として強い状況であるにもかかわらず、中小企業の雇用者数や設備投資は力強さを欠いており、中小企業の供給能力は高まっていない。需給ギャップの目安となる“短観加重平均D.I.”^(注5)を中小企業について算出してみる

(注)5. 日銀短観の雇用人員判断D.I.と生産・営業用設備判断D.I.を労働分配率と資本分配率で加重平均した数値。労働分配率は財務省『法人企業統計調査(四半期別)』から人件費÷粗付加価値額、粗付加価値額＝人件費+営業純益+支払利息等+減価償却費、人件費と粗付加価値額は共に直近1年間分を合計してから算出した。

図表10 中小企業の需給ギャップ（短観加重平均D.I.）



(備考) 1. 中小企業は資本金2,000万円以上1億円未満。全産業（除く金融・保険）
2. 短観の雇用人員判断D.I.と生産・営業用設備判断D.I.を労働分配率と資本分配率で加重平均した数値
3. 日本銀行『全国企業短期経済観測調査』、財務省『法人企業統計調査（四半期別）』より信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

と（図表10）、13年下期から需要超過の傾向が急速に高まり、18年12月調査でピークに達した。足元はやや低下しているが、過去の水準と比べて需給の逼迫度合いは著しく強く、機会損失が発生したり、価格設定が低い状態になっていたりする可能性がある。特に、運輸や情報サービスなどは雇用・設備共に不足感が強く、需要が増加している一方で、トラックドライバー等の従業者の高齢化、ITエンジニアの不足、業務の安全性向上・働き方改革などによる人材不足を背景に、需要超過幅が大きいものと推測される。また、労働を資本で代替し難い人的資本への依存度が高い産業は、人材不足のために安定的な業務遂行や事業拡大に支障を来すポト

ルネックが生じ、機械設備等を扱える人材が足りないことから設備投資が抑制されているおそれがある。

このような需要超過にある中小企業は、前節の通り、価格の引上げによる収益力の向上の効果が大きいため、値上げ可能な差別化された製品・サービスの提供に加え、価格差別・ダイナミックプライシング等も活用した需給に見合う価格の見直し、適正取引の推進、多重下請構造の改善、優越的地位の濫用の解消などで価格設定・取引条件の適正化を図ることが求められる。そして、中小企業の就業環境・待遇の改善や設備投資に踏み切ることで、供給能力を引き上げて需給ギャップを解消し、規模の経済性・資本効率性を高めて収益力や生産性を一段と向上させるといった好循環を作り出す必要がある。

3. 日本における個人事業者数および法人数の推移と開廃業の状況

(1) 『経済センサス』に基づく中小企業数～個人事業者は約200万、会社は160万

『中小企業基本法』には、中小企業者と小規模企業者の範囲が定められており、図表11の条件を満たす“個人”や“会社”は中小企業者や小規模企業者に該当する。企業とは「事業・活動を行う法人と個人経営の事業者」のことである。中小企業者の定義にある“個人”は個人事業主であるが、“会社”とは『会社法』上の営利活動を行う株式会社などの「会社」と弁護士法人などの「士業法人」を指し、社会福祉法人・学校法人・宗教法人

図表11 中小企業者・小規模企業者の範囲

業種分類	中小企業者の範囲		小規模企業者の範囲
	条件①、②いずれかを満たす必要		条件
	①資本金の額又は出資金の総額	②常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他（卸小売業、サービス業除く）	3億円以下の会社	300人以下の会社及び個人	20人以下
卸売業	1億円以下の会社	100人以下の会社及び個人	5人以下
サービス業	5,000万円以下の会社	100人以下の会社及び個人	5人以下
小売業	5,000万円以下の会社	50人以下の会社及び個人	5人以下

(備考) 1. 『中小企業基本法』の定義。法律や制度によって「中小企業」「小規模企業」として扱われる範囲が異なる点に留意を要する。

2. 中小企業庁資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

図表12 産業別の中小企業者・小規模企業者数と大企業数（16年）

2016年 産業	中小企業・小規模企業								大企業		合計 企業数
	中小企業数計（会社＋個人事業者）						うち小規模企業		企業数	構成比（%）	
	企業数	構成比（%）	うち会社		うち個人事業者		企業数	割合（%）			
鉱業、採石業、砂利採取			1,310	99.7	1,189	90.8			121	9.2	1,138
建設	430,727	99.9	288,753	67.0	141,974	33.0	410,820	95.4	272	0.1	430,999
製造業	380,517	99.5	247,792	65.1	132,725	34.9	327,617	86.1	1,961	0.5	382,478
電気・ガス・熱供給・水道	975	96.9	945	96.9	30	3.1	699	71.7	31	3.1	1,006
情報通信	42,454	98.7	40,224	94.7	2,230	5.3	27,782	65.4	552	1.3	43,006
運輸、郵便	67,220	99.7	51,292	76.3	15,928	23.7	48,326	71.9	236	0.3	67,456
卸売	207,986	99.3	167,280	80.4	40,706	19.6	146,481	70.4	1,544	0.7	209,530
小売	623,072	99.6	243,412	39.1	379,660	60.9	512,660	82.3	2,532	0.4	625,604
金融、保険	27,338	99.0	21,887	80.1	5,451	19.9	26,180	95.8	271	1.0	27,609
不動産、物品賃貸	299,961	99.9	161,272	53.8	138,689	46.2	292,610	97.5	322	0.1	300,283
学研、専門・技術サービス	181,763	99.6	80,982	44.6	100,781	55.4	154,892	85.2	683	0.4	182,446
宿泊、飲食サービス	509,698	99.9	95,621	18.8	414,077	81.2	435,199	85.4	736	0.1	510,434
生活関連サービス、娯楽	363,009	99.8	61,133	16.8	301,876	83.2	337,843	93.1	572	0.2	363,581
教育、学習支援	101,663	99.9	15,822	15.6	85,841	84.4	88,993	87.5	136	0.1	101,799
医療、福祉	207,043	99.9	38,686	18.7	168,357	81.3	143,291	69.2	275	0.1	207,318
複合サービス事業	3,375	100.0	74	2.2	3,301	97.8	3,360	99.6	1	0.0	3,376
サービス（その他）	130,065	99.2	83,072	63.9	46,993	36.1	90,499	69.6	1,029	0.8	131,094
非1次産業計	3,578,176	99.7	1,599,436	44.7	1,978,740	55.3	3,048,390	85.2	11,157	0.3	3,589,333

(備考) 1. 中小企業の内訳である会社、個人事業者、小規模企業の「割合」は中小企業数計に対する割合

2. 中小企業庁資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

などの「公益法人」や「協同組合」「医療法人」などの法人は中小企業に該当しない^(注6)。

中小企業の数(16年)は、中小企業庁によると非1次産業で357万8,176あり、大企業を

含む全規模の企業数358万9,333の99.7%を占める(図表12)。日本の企業は大半が中小企業といえる。中小企業のうち、“個人事業者”は197万8,740で55.3%、“会社”は159万9,436

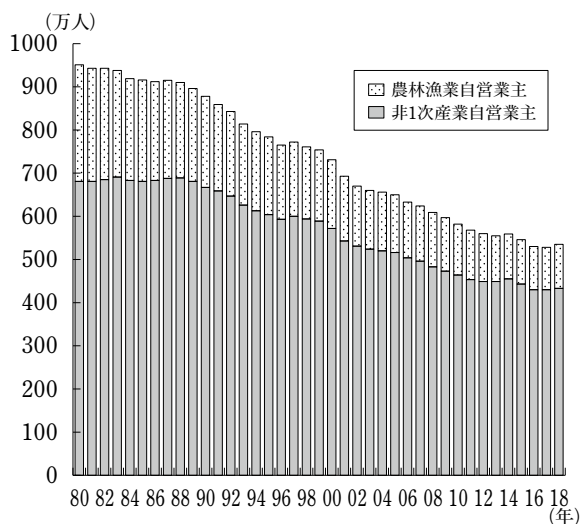
(注)6. 『中小企業基本法』上の会社は『会社法』の会社である株式会社、合名会社、合資会社、合同会社や(特例)有限会社と士業法人(『会社法』上の合名会社の規定が準用される弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人)である。法人税率の軽減特例の中小企業等は、普通法人(条件: 資本金の額または出資金の額が1億円以下で常時使用する従業員数が1,000人以下の法人など)、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等である。

で44.7%を占め、個人経営者が1割程度多い。また、中小企業のうち、小規模企業者の数は304万8,390で85.2%に達する^(注7)。この総務省・経済産業省『経済センサスー活動調査』に基づく中小企業の本数は、アベノミクス前である12年の385万2,934から16年には27.5万(7.1%、年率1.8%)減少した。“個人事業者”が19.6万(9.0%、年率2.3%)、“会社”が7.9万(4.8%、年率1.2%)減少しており、とりわけ個人経営者の廃業などによる減少が著しい様子がうかがえる。

(2) 個人事業者数の推移～減少基調を辿ってきたが、足元では下げ止まり

個人事業者数の動向を総務省統計局『労働力調査』の自営業主の数でみると(図表13)、18年平均は535万人であった(うち雇

図表13 自営業主数の推移(1次・非1次産業別)



(備考) 1. 農林漁業は農業+林業+漁業、非1次産業は総数-農林漁業とした。
2. 総務省統計局『労働力調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

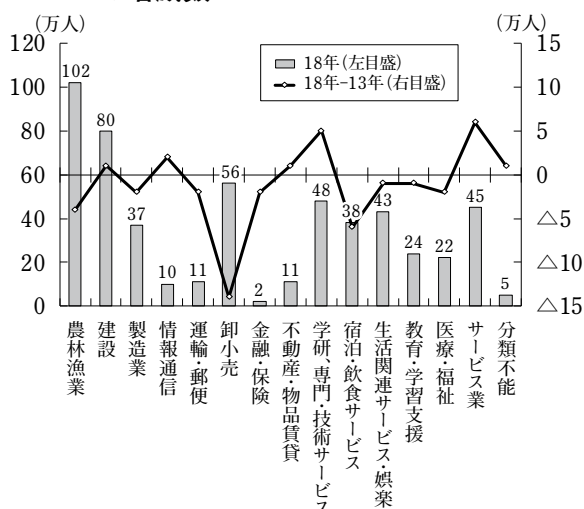
(注)7. 小規模企業者と小規模事業者は、前者が『中小企業基本法』、後者が『小規模事業者支援法』等で対象となる企業であり、各法律や支援制度によって小規模の範囲が異なっている。

8. 所得に関して、法人化して法人から給与を受け取る形にすると、給与所得控除を利用できるなどの節税効果があるとされる。

有業主128万人、休業者23万人)。そのうち農林漁業が102万人で約2割を占め、非1次産業は433万人である。自営業主の数は、1988年までは900万人の水準を維持していたが、その後は趨勢的な減少が続き、30年間で41%、年率1.8%のペースで減少している。特に、農林漁業は、88年の221万人から119万人減少しており、54%(年率2.6%)の大幅減である。ただ、非1次産業をみると、16~18年は430万人程度を維持しており、近年は景気回復も奏効して下げ止まっている。この30年間で、国税庁『会社標本調査』による法人数は88年の185万から17年には271万へ86万増加するなど(図表16参照)、個人事業者数の推移と対照的である。税制改正(給与所得控除引上げ等)などを背景に、節税対策などで経営形態を個人事業者から法人に転換させるケースが増えたことも^(注8)、個人事業者数を押し下げた一因と考えられる。

18年の自営業主の数を業種別にみると(図表14)、農林漁業(102万人)、建設(80万人)、小売(49万人)、製造業(37万人)、専門サービス・飲食店・その他の事業サービス(各々35万人)、洗濯・理美容等(31万人)、教育・学習支援(24万人)、医療(21万人)などの産業が多かった。IT・経営支援・建設関連等の専門性が高いサービスの需要拡大や都市再開発の活発化などにより、対事業所サービス、専門・技術サービス、情報通信などで増加している。一方、農林漁業や運

図表14 業種別の自営業主数(18年)と5年間の増減数



(備考) 1. 農林漁業は農業+林業+漁業、非1次産業は総数-農林漁業とした。
2. 総務省統計局『労働力調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

輸などの高齢化で後継者難や人材不足に陥っている産業、海外生産シフトや輸入品の流入等が影響した製造業、大型小売店・ネット通販・チェーン店の台頭といった産業構造の変化に見舞われている小売・飲食店、人口減少の影響が大きい地域密着型の医療・教育・生活関連サービスなどで減少している。

(3) 法人数の推移～増加基調を維持し、アベノミクス以降は増加ペースが加速

日本では、「新たに事業を創設する起業家精神が低いなどの要因で、会社の数が減少していることから、経済の活性化が滞っている」というような意見が見受けられる。確かに、総務省・経済産業省『経済センサス-活動調査』によると、会社数(全規模)は12

年の170.6万社から16年には162.9万社へ減少している(注9)。

しかし、国税庁『法人税等の申告(課税)実績』から、営利的な“会社”だけではなく、高齢化に伴って必要性が増している介護施設・医療機関等の社会福祉法人や医療法人なども含めた“課税対象となる法人(注10)”の数をみると、18事務年度(19年6月末時点)は313.2万であり、11事務年度(12年6月末時点)の297.7万を底に7年連続で増加している(図表16)。また、国税庁『会社標本調査』で、非営利の公益法人等や協同組合等などを除いた“活動中”の内国普通法人(含む連結子法人、図表15参照)の数をみると、12年度の253.5万から17年度には270.7万へ5年間で約17万(6.8%)増加した。

この5年間の業種別の動向を内国普通法人

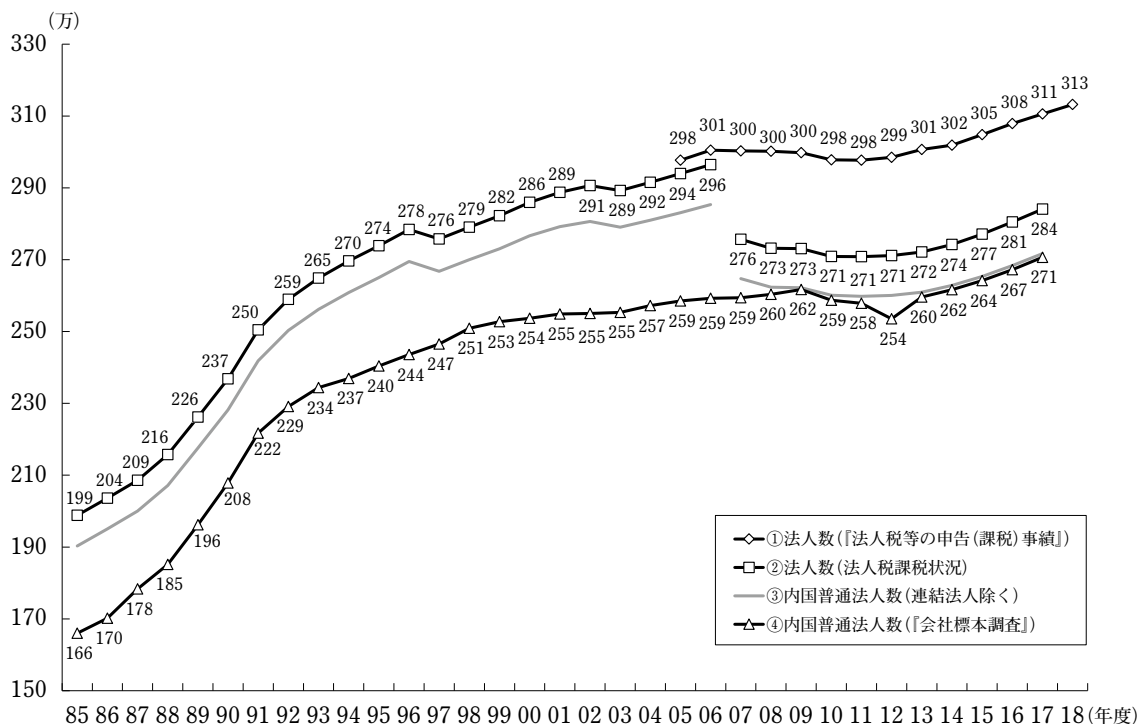
図表15 『法人税法』上の法人の種類

内国法人				外国法人
内国普通法人			協同組合等	
会社	非営利型法人除く	一般社団法人・一般財団法人		特殊な法人(日本銀行等)
株式会社(旧有限会社含む)				
合名会社				
合資会社				
合同会社				
協業組合				※公共法人(非課税)
特定目的会社				
相互会社				
企業組合				
医療法人(社会医療法人除く)				
連結法人				人格のない社団等(みなし法人)
休業中・清算中の法人				

(備考) 1. シェドローは国税庁『会社標本調査』の調査対象法人
2. 「人格のない社団等」は法人ではないが、税法上は法人とみなされる。
3. 国税庁資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

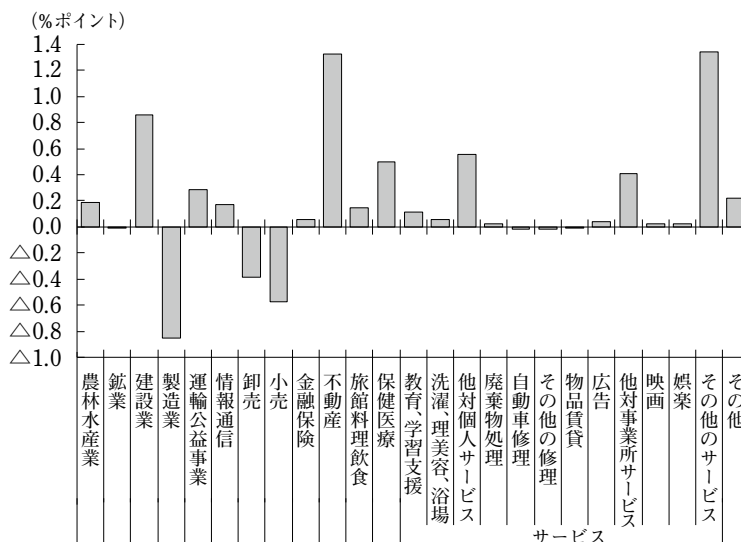
(注)9. 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」による企業等(事業・活動を行う法人と個人経営の事業所)の数は、12年の412.8万から16年には385.6万に減少した。うち法人は195.3万から187.7万、個人経営は217.5万から197.9万に減少している。
10. “公共法人”は非課税、“公益法人等”や“人格のない社団等(法人でない社団・財団で代表者または管理人の定めがあるものは税法上法人とみなされる)”も原則非課税だが、収益事業から生じた所得がある場合は当該所得に課税される。

図表16 税務統計に基づく法人数の推移



(備考) 1. ①は清算中法人を集計対象から除外している。②③は07年度以降、休業中等の無申告法人を含まない。④は休業・清算中を除き、連結子法人を含む。
 2. 国税庁『法人税等の申告(課税)事績』、『国税庁統計年報(法人税)』、『会社標本調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

図表17 12～17年度の国内普通法人数の業種別増減率寄与度



(備考) 1. 国内普通法人数に連結法人は含んでいない。
 2. 国税庁『国税庁統計年報(法人税)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

の申告法人数からみると(図表17)、製造業や卸小売などは押下げに寄与しており、生産拠点の海外シフトや流通経路・販売チャネル

の変化などの構造転換が進んだ業種で法人数の減少が著しい。一方、サービス業や不動産業、建設業、保健医療、運輸通信公益事業、

農林水産業、情報通信などは押上げに大きく寄与している。業務・人材や家事の外部化、不動産取引の活発化、都市再開発・インフラ整備、高齢化の進展、ネット通販の普及、電力自由化・企業の農業参入等に対する規制緩和、IT化の浸透や節税対策等を目的とした法人化などが寄与したものと推測される。なお、内国普通法人に含まれない社会福祉法人（公益法人等）は、高齢化や共働き世帯の増加に伴う介護・保育需要の高まりなどを背景に、『厚生労働白書』による社会福祉法人の数は12年の19,610から17年には20,665へ増加している。経済・社会構造の変化を背景に、法人数が減少している産業がある一方、新規参入が増加している成長産業もあり、新陳代謝を伴いながら法人数は底堅く増えているものと見込まれる。

(4) 有雇用事業所の開廃業率～開業率が足元は鈍化も成長分野の事業所新設は堅調

農林漁業や個人商店などの自営業主や家族従業員のみで経営している個人事業者は、後継者難などで事業の継続が困難になっており、このような個人事業者の数は趨勢的な減少が続くおそれがある。一方、ベンチャー企業・スタートアップ企業といった新興企業や規制緩和などで参入が容易になった農業法人など、労働者を雇って事業を行う企業の新規

開業は活発化しているのであろうか。労働者を1人でも雇用する事業^(注11)は、その業種、規模等を問わず（農林水産業の一部を除く）、全て雇用保険の適用事業となるため、雇用保険適用事業所^(注12)の新規適用数や消滅数が開業と廃業の動向の有力な指標となる。

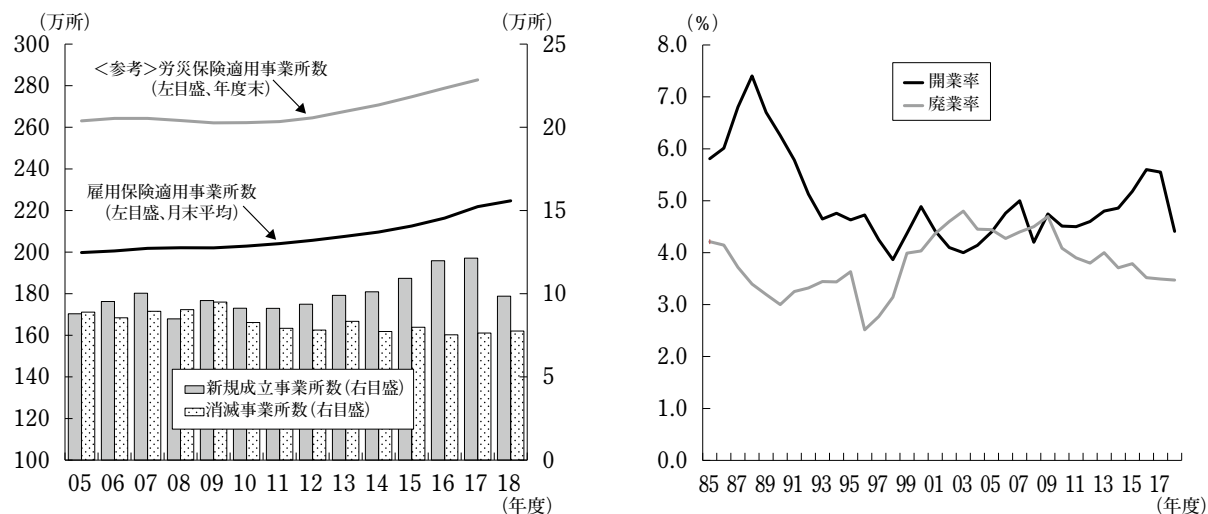
個人事業者は、自営業主1人や無給の家族従業員のみで労働者を雇っていない家族経営が多いが、自営業主535万人（18年）のうち、労働者を雇っている自営業主（雇有業主）は128万人いる。これらを含む雇用保険の適用事業所数は、18年度平均で224.7万所にのぼり、09年度の202.0万所を直近のボトムに9年連続で増加した（**図表18左**）^(注13)。増加率は11.2%、年率1.2%である。家族のみで経営する個人事業者は、経済・社会構造の変化等の影響で減少が続いているが、雇用者がいる事業所は増加基調で推移している。16、17年度は年間12万所程度の開業があり、起業マインドが強かった。18年度は開業数（新規適用事業所数）が9万8,508所、廃業数（廃止事業所数）が7万7,539所となり、開業が廃業を2.1万所上回っている。18年度の廃業率は3.5%と緩やかな低下基調が続いているが、開業率は17年度の5.6%から4.4%へ低下した（**図表18右**）。これは建設業で開業数が前年度比47.7%減少したことが主因であり、都市再開発・東京五輪・国土強靱化等で

(注) 11. ①1週間の所定労働時間が20時間以上で、②31日以上雇用見込がある人を雇い入れた場合に適用対象となる。

12. 企業数ではなく事業所数であり、原則、本社から経営が独立している支社、営業所、工場等は同一企業でも各々が計上される。

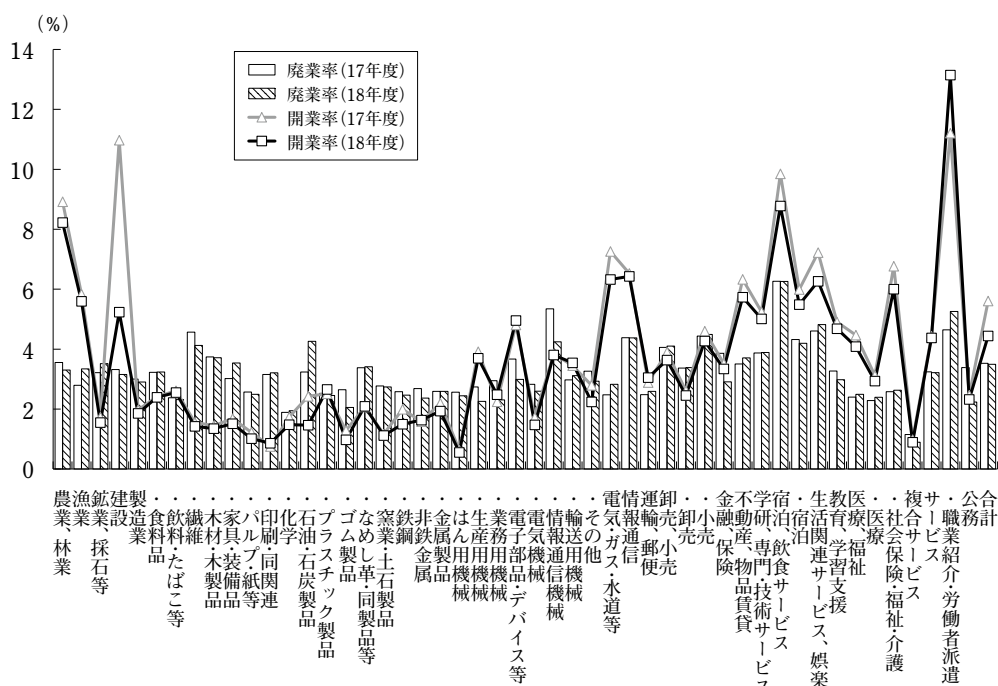
13. 雇用保険より適用範囲が広い（短時間労働者を含むなど）労働者災害補償保険の適用事業所数は、09年度末の262.1万所から17年度末には282.8万所に7.9%増加している（厚生労働省『労働者災害補償保険事業年報』）。個人経営の農林水産業の一部は暫定任意適用事業で事業主の任意加入。国家公務員・地方公務員（除く現業の非常勤職員）は適用除外

図表18 雇用保険適用事業所数と有雇用事業所の開業率・廃業率の推移



(備考) 1. 開業率＝当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数÷前年度末の適用事業所数×100、廃業率＝当該年度に雇用関係が消滅した事業所数÷前年度末の適用事業所数×100とした。適用事業所とは、雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所である。
 2. 厚生労働省『雇用保険事業年報』、『労働者災害補償保険事業年報』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

図表19 業種別の有雇用事業所の開業率・廃業率（17、18年度）



(備考) 1. 開業率＝当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数÷前年度月末平均の適用事業所数×100、廃業率＝当該年度に雇用関係が消滅した事業所数÷前年度月末平均の適用事業所数×100とした。
 2. 厚生労働省『雇用保険事業年報』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

建設業の開業が活発化した反動減と見込まれ、落ち着きを取り戻しつつある。

人材不足や働き方の見直し等で職業紹介・労働者派遣、インバウンド需要の増加等で宿泊・飲食サービス、農業の法人化や6次産業

18年度の開業率を業種別にみると(図表19)、

化の浸透で農林漁業、規制緩和等で電気等の公共サービス、単身世帯・共働き世帯の増加や高齢化の進展等で生活関連サービス・娯楽や社会保険・社会福祉・介護事業、IT化で情報通信、不動産取引の活発化や設備需要の高まり等で不動産・物品賃貸などで高く、廃業率を上回っている。開業数の約1割、廃業数の約15%を占める小売業は新陳代謝が活発で生存競争が激しい一方、農林漁業やサービス業を中心に事業所数の増加が進んでいる。労働者を雇う事業所については、開業率が廃業率を上回って推移しており、成長が見込める新規分野や規制が緩和された産業などでは起業が誘発されているものと推測される。

4. 中小企業の個人事業者および会社の経営状況

(1) 個人事業者の経営状況～所得金額は10年を底に増加基調で推移

中小企業のうち、“個人事業者”の割合は55%と過半を占めるにもかかわらず、その経営実態は“会社”形態の企業のように財務諸表などに基づく公開データが十分に整備、提供されていないので把握しにくい。そこで本節では、各種統計の数値に基づいて、個人事業者の経営状況について検討してみる。

個人経営の事業所の統計としては、総務省統計局『個人企業経済調査（構造編）』があ

る^(注14)。個々の個人事業者の収益状況を把握するために、18年の売上高営業利益率の階級別分布を業種別^(注15)にみることにする（図表20）。赤字事業者の割合は、宿泊が34%、パルプ・紙加工品製造業・印刷・同関連が30%と高く、卸小売は26%、飲食サービスは23%で約4分の1が赤字であった。労働集約的な宿泊は人件費負担が重く、印刷はデジタル化・ペーパーレス化等の構造変化、卸小売・飲食サービスはチェーン店の台頭等による個人経営店の販売不振が、赤字事業者の割合が高い要因になっているおそれがある。一方、生活関連サービスでは、赤字の割合が11%、製造業は13%と低い。営業利益率が50%以上の個人事業者の割合は、生活関連サービスで32%、製造業で24%と高く、利益率が高い収益構造の事業者も多い。1事業所当たりの平均的な営業状況をみると、個人事業者の所得に相当する営業利益は、卸売が300.1万円、製造業が250.2万円、宿泊が206.8万円と高いものの、売上高利益率でみると、卸売や宿泊は各々11.3%、13.6%と高いとは言い難い。また、商店街などに多い衣料品・その他小売の営業利益は118.5万円、飲食サービスは142.9万円、サービスは154.9万円と低水準である（図表21）^(注16)。

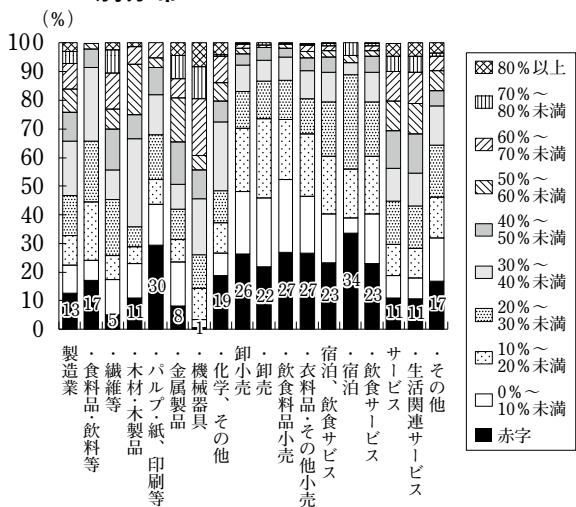
次に、これらの個人事業者全体の所得の動向を把握するために、国税庁『国税庁統計年

(注)14. 19年度の調査から、新たな調査対象産業を追加してほぼ全産業をカバーし、サンプル数も大幅に拡大するなどの変更がなされる。

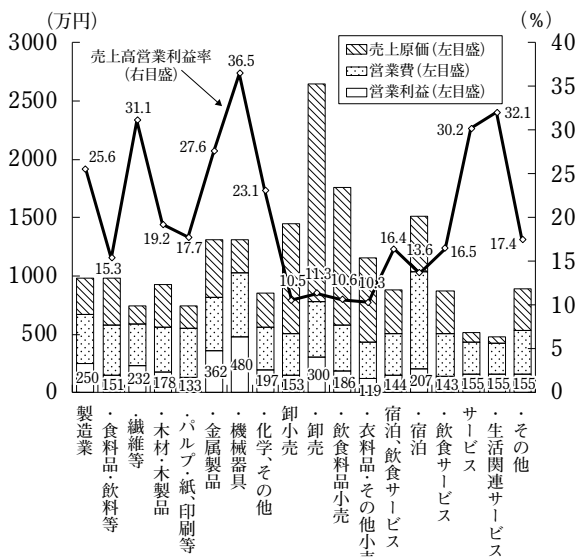
15. 調査対象業種は、製造業、卸小売業、宿泊・飲食サービス業、サービス業(物品賃貸業、広告業、商品・非破壊検査業、計量証明業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(除く家事サービス業)、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業)であり、建設業、運輸、通信、情報サービス業などは含まない。

16. 総務省・経済産業省『経済センサス活動調査』では、16年の全産業(除く公務)の個人企業当たり営業利益(売上(収入)金額-費用総額)は420万円であり、特に医療・福祉(1,162万円)や学術研究、専門・技術サービス(650万円)などの医師や士業で高かった。

図表20 個人事業者の売上高営業利益率階級別分布



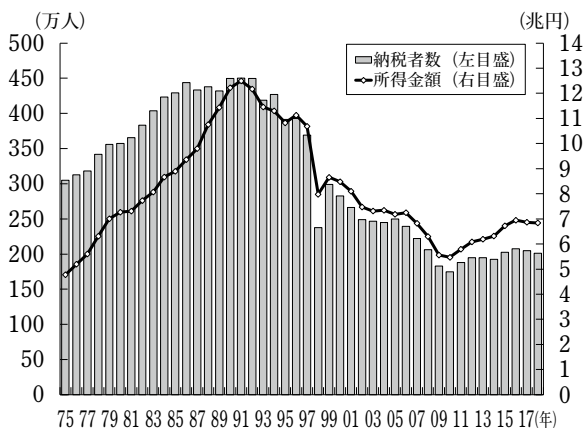
図表21 個人事業者の事業所当たり損益状況



(備考) 1. 18年。調査対象業種は、製造業、卸小売業、宿泊・飲食サービス業、サービス業（物品賃貸業、広告業、商品・非破壊検査業、計量証明業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（除く家事サービス業）、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業）である。営業利益は家族従業員の給与を含む。
2. 総務省統計局『個人企業経済調査（構造編）』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

報（申告所得税）』における事業所得の申告納税額がある者（申告納税者）の所得金額をみることにする。事業所得の申告納税者数は、90～93年には450万人であったが、20年後の10年には175万人に落ち込んでいる（図表22）。申告納税者の所得金額^(注17)も91年の12.5兆円から10年には5.5兆円へ56%減少した。しかし、10年をボトムに増加しており、17～18年は増加傾向がやや足踏みしたが、18年の納税者数は201万人、所得金額は6.8兆円に回復している（還付申告した者等を含むと10年8.7兆円→18年9.8兆円）。一方、事業所得者のうち損失額がある者の割合は、18年で30.8%と、近年、横ばいで推移している。個人事業者の所得水準の分布は、図表20の通りバラつきがみられるものの、個人事業者全体でみた所得金額は近年増加基

図表22 事業所得納税者数とその所得金額の推移



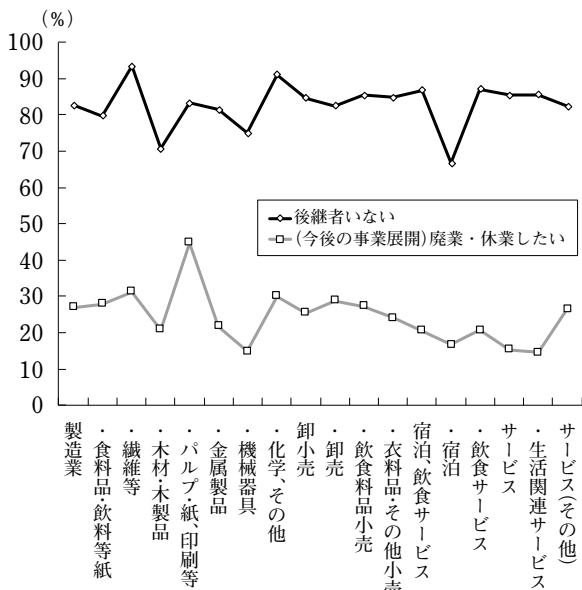
(備考) 1. 事業所得の申告納税額がある者の数とその所得金額（損失額がある者の損失額を引いた額）の推移
2. 国税庁『国税庁統計年報（申告所得税）』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

調で推移してきた。

ただ、個人事業者に“今後の事業展開”について尋ねると、現時点では「廃業したい」あるいは「休業したい」と考えている事業者は、ほとんどの産業で3割以下であるが、

(注) 17. 損失額がある者の損失額を引いた額

図表23 個人事業者の後継者の有無と今後の事業展開



(備考) 1. 18年。調査対象業種は、製造業、卸小売業、宿泊・飲食サービス業、サービス業（物品賃貸業、広告業、商品・非破壊検査業、計量証明業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（除く家事サービス業）、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業）である。
2. 総務省統計局『個人企業経済調査（構造編）』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

「後継者がいない」は総じて8割前後に達している（図表23）。19年の税制改正で事業用資産の相続税や贈与税の納税が猶予される「個人版事業承継税制」の創設などの対策が実施されているが、事業承継が進まなければ、個人事業者の減少が今後一段と加速する公算が高い。高水準の技術・ノウハウが蓄積されている製造業や地域の生活インフラを下支えているサービス業など、地域の社会・経済活動に欠かすことのできない個人事業者に対して、事業承継を一段と支援する必要がある。その一方で、赤字が継続しているような高齢の自営業主に対しては、資産が底をつく前に早めの廃業手続きや事業整理支援などを促すことも、地域金融機関にとって重要な

役割になっている。

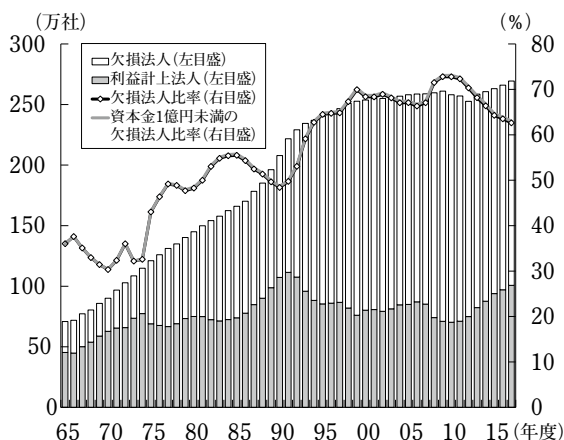
(2) 中小企業（会社）の規模別の経営状況

① 税務統計からみた中小企業の収益状況～

黒字法人が増加し、利益水準も拡大基調

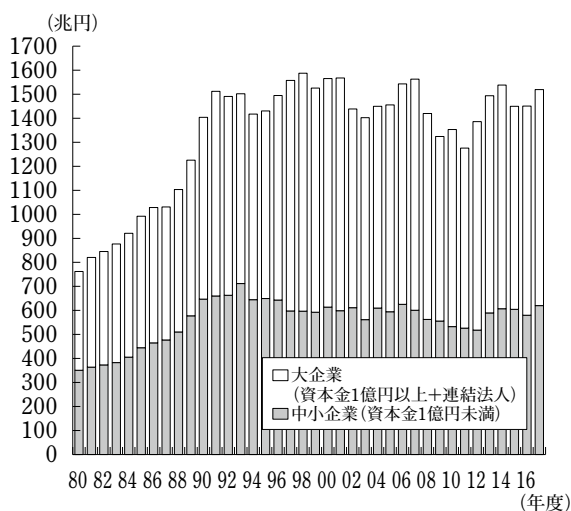
本節では、“会社”形態の中小企業の経営状況について検討する。国税庁『会社標本調査』における、日本の利益計上法人（黒字法人）の数は、17年度で100.7万社（うち資本金1億円未満は98.4万社）に達し、10年度の70.3万社（同68.4万社）から43.3%（同43.8%）も増加している（図表24）。バブル期に最高を記録した91年度の水準である111.4万社（同109.4万社）の約9割を回復した。欠損法人（赤字法人）の比率をみると、09年度の72.8%をピークに低下しており、17年度は62.6%と約25年ぶりの低水準である。資本金1億円未満の会社は63.0%が赤字であり、10年度より10%ポイント低下した。10年度以降、利益を計上

図表24 黒字法人・赤字法人の数と赤字法人比率の推移

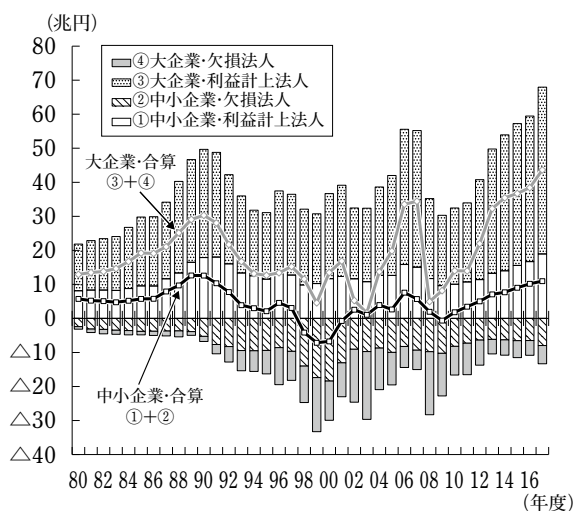


(備考) 1. 調査対象は図表15を参照
2. 国税庁『会社標本調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

図表25 資本金規模別の営業収入金額の推移



図表26 資本金規模別の申告所得金額の推移



(備考) 1. 営業収入金額は、利益計上法人と欠損法人の合算とした。中小企業は資本金1億円未満、大企業は資本金1億円以上+連結法人とした。
2. 国税庁『会社標本調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

する中小企業が増加しており、税務統計からも景気回復の効果が中小企業にも浸透している様子がうかがえる。

売上高に相当する営業収入金額（黒字法人+赤字法人）は、全規模でみると91年度以降、おおむね1,400~1,600兆円の範囲で推移してきた(図表25)。近年は、11年度の1,276兆円をボトムに回復しており、17年度は1,519兆円でバブル期の91年度の水準（1,512兆円）を上回っている。資本金1億円未満の会社についてみると、97年度からおおよそ500~600兆円の範囲で推移しており、17年度は620兆円で5年前の水準（518兆円）と比べると約2割（100兆円）増加した。1法人当たりでは90年代半ば以降、2.0~2.5億円の圏内で推移しており、17年度は2.33億円で5年前の2.07億円から12%改善している。この5年間は、法人数と共に1法人当たりの営業収入金額も

増加しており、中小企業の売上規模は拡大しつつある。利益に相当する申告所得金額も、資本金1億円未満の黒字法人は17年度に18.9兆円となり(図表26)、リーマンショック後は利益水準が改善してバブル期の91年度の水準（18.0兆円）を上回った。赤字法人の△8.0兆円を合算すると11.0兆円だが、91年度の12.6兆円に迫る高水準である。

②『法人企業統計』からみた労働生産性～付加価値率は高いが、規模の拡大が課題

株式会社等の営利法人を調査対象としている財務省『法人企業統計調査（年次別）』から、資本金が①1,000万円未満、②1,000万~5,000万円、③5,000万~1億円、④1億~10億円、⑤10億円以上の企業規模別に“会社”の財務状況をみることにする。

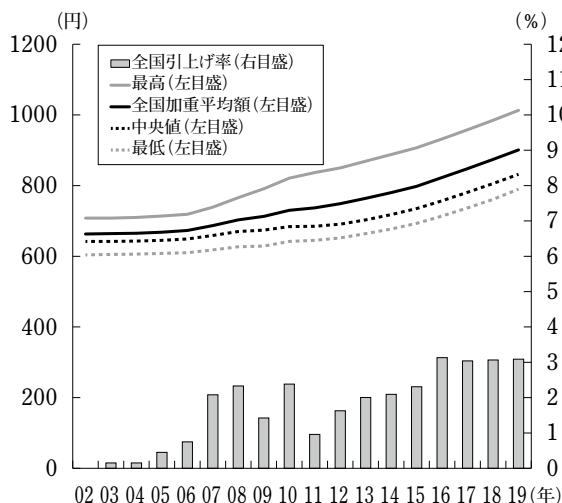
中小企業の経営状況に関する喫緊の課題

たとえば、人手不足に伴う賃上げ圧力に加え、最低賃金の引上げや社会保障制度の見直し^(注18)に伴う福利厚生費の増加などを背景とした人件費負担の高まりであろう。政府は16年度に『ニッポン一億総活躍プラン』で、「最低賃金については年率3%程度を目途として引き上げる」方針を打ち出した。最低賃金の水準は、19年に東京都や神奈川県で時給1,000円を超え、全国加重平均でも時給901円と15年(同798円)に比べて13%増加している(図表27)。最低賃金の水準付近で働く短時間労働者等に対して賃金を引き上げる必要があり、中小企業の経営に多大な影響が及ぶとの懸念は強い。実際、小規模企業(常用労働者5~9人)における短時間労働者(常用労働者)

の時給(1時間当たり所定内給与額)階級別労働者数の累積相対度数分布をみると(図表28)、時給が860円未満の割合は、15年の35%から18年には21%へ低下し、時給900円以上の割合が上昇している。低賃金層の時給が底上げされたことで、短時間労働者の平均時給は6.2%上昇した。

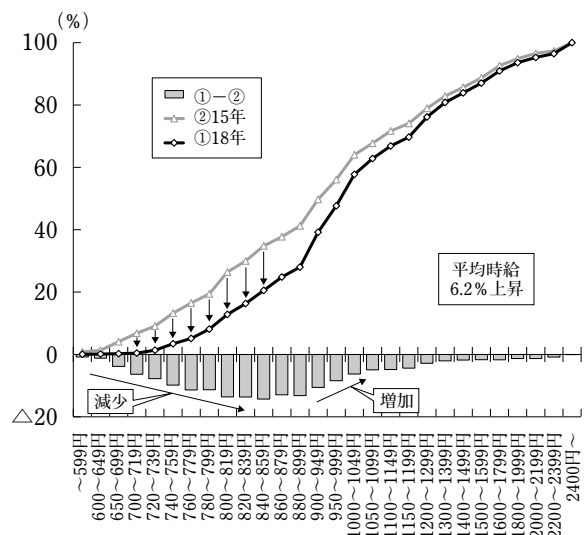
会社が負担している人件費の度合いを示す指標として“労働分配率”がある。これは、人件費を付加価値額で割った数値であり、労働者が生み出した付加価値に対して、従業員に報酬としてどの程度還元しているのかを表している。資本金1,000万円未満では、18年度に78.5%になり、09年度の89.3%をピークに10%ポイントを上回る

図表27 最低賃金時間額と全国引上げ率の推移



(備考) 1. 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金で、実際に支払われる賃金(所定内給与)から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当等の一部諸手当)を除いたものが対象となる。
2. 厚生労働省『地域別最低賃金改定状況』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

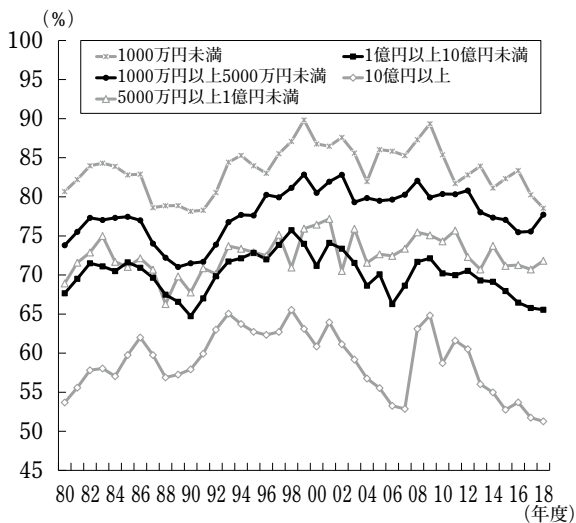
図表28 小規模企業の短時間労働者の時給階級別労働者数の累積相対度数分布の変化(15→18年)



(備考) 1. 時給は1時間当たり所定内給与額。常用労働者5~9人の企業
2. 厚生労働省『賃金構造基本統計調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

(注) 18. 政府は、パート・アルバイト等の短時間労働者の厚生年金保険への加入を増やすよう、加入条件(週労働20時間以上、月額賃金8.8万円以上、従業員501人以上の企業等など)を緩和する方向で検討している。厚生年金保険の保険料は労使折半なので、加入者が増えると会社の法定福利費の負担が増す。

図表29 資本金階級別の労働分配率の推移

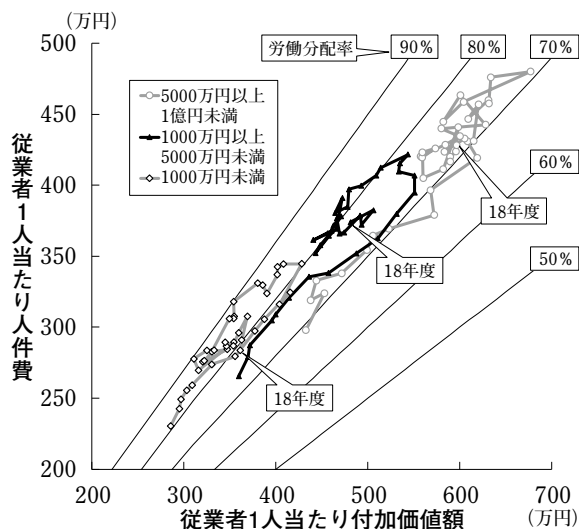
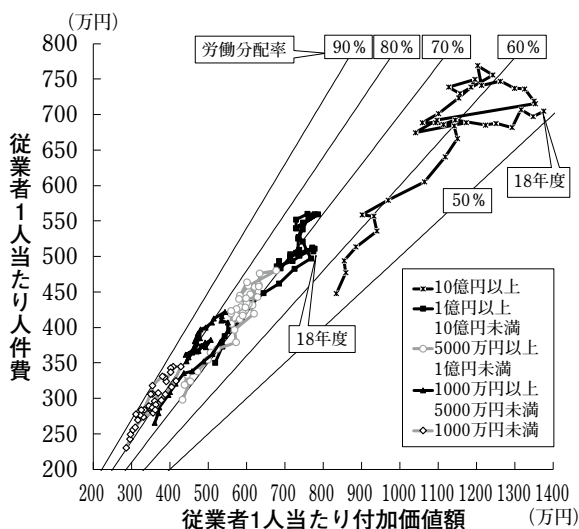


(備考) 1. 労働分配率＝人件費÷付加価値額、付加価値額＝人件費＋営業純益＋支払利息等＋動産・不動産賃貸料＋租税公課、人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費とした。
 2. 財務省『法人企業統計調査（年次別）』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

低下幅になった（図表29）。短時間労働者の平均時給は上昇しているものの、労働分配率を押し上げるほどの負担にはなっていない。資本金1,000万円未満の従業員1人当

たり付加価値額は、09年度の311万円から16年度の369万円へ18.8%（年率2.5%）増加した後、18年度には361万円へ2.1%（年率1.1%）減少した（図表30）。一方、資本金1,000万円未満の従業員1人当たり人件費は、09年度の278万円から16年度の308万円へ10.8%（年率1.5%）増加した後、18年度は284万円へ7.8%（年率4.0%）減少している。従業員1人当たり付加価値額が増加する時は従業員1人当たり人件費の増加率の方が低く、付加価値額が減少する時は人件費の減少率の方が高いため、人件費は上方硬直的で抑制されて推移している。また、資本金10億円以上の大企業の労働分配率は、09年度の64.8%から18年度には51.3%へ大幅に低下している。従業員1人当たり付加価値額は、09年度の1,040万円から18年度には1,375万円に32.2%（年率

図表30 資本金階級別の従業員1人当たり付加価値額と人件費の推移（1980～2018年度）
 <中小企業と大企業> <中小企業をクローズアップ>



(備考) 1. 従業員数＝期中平均従業員数＋期中平均役員数、付加価値額＝人件費＋営業純益＋支払利息等＋動産・不動産賃貸料＋租税公課、人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費とした。
 2. 財務省『法人企業統計調査（年次別）』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

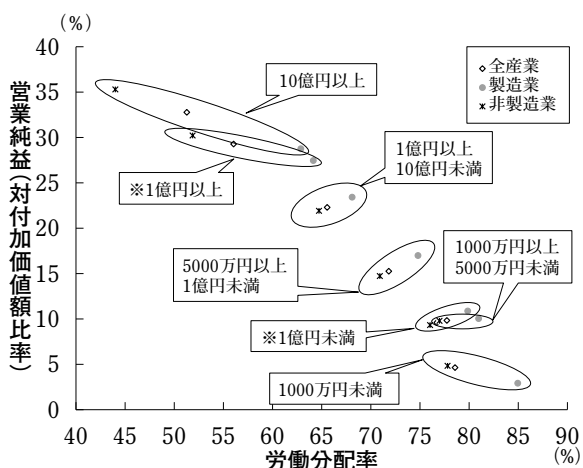
3.1%) 増加した一方、従業員1人当たりの人件費は674万円から705万円へ4.5% (年率0.5%) の増加にとどまり、労働者への待遇改善が進んでいない。

付加価値のうち会社に帰属する部分である営業純益の割合をみると、資本金1億円未満では9.6%であり、賃上げ圧力や福利厚生費の負担の高まりなどで人件費が増加しても付加価値額の1割程度の余力が存在している (図表31)。ただ、資本金1,000万円未満の小規模企業では4.6%にとどまり、特に製造業は2.9%と低い。一方、資本金10億円以上の大企業では付加価値額は過去最高水準にあり、営業純益の割合も32.8%とボリュームが厚い。大企業では従業員や下請等の取引先の中小零細企業などに支払う原資が潤沢にあり、大企業は従業員の待遇改善や中小零細企業との取引適正

化のために収益を還元させる余裕が十分にある。

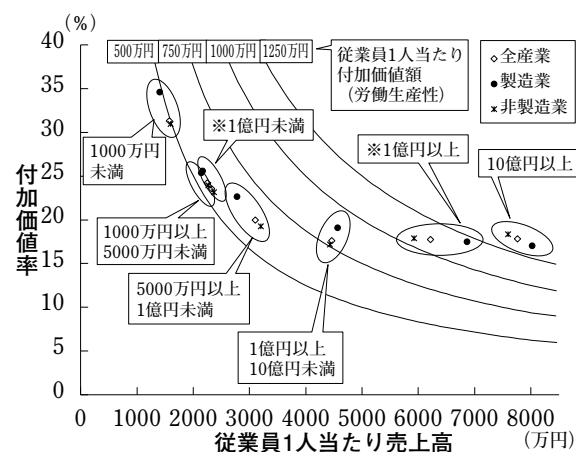
日本では中小企業の従業員1人が生み出す付加価値額が低く、そのため低所得者層が多いことが課題になっている。確かに、図表30では、資本金の規模が大きくなるに連れて、従業員1人当たりの付加価値額が大きくなり、所得 (人件費) 水準も上昇している。労働生産性 (従業員1人当たり付加価値額) を、従業員1人当たり売上高と付加価値率 (付加価値額÷売上高) に分解すると (図表32)、小規模企業ほど付加価値率が高い一方、従業員1人当たり売上高が低いことが分かる。付加価値率は、資本金1,000万円未満で31%であるが、同10億円以上は18%にとどまり、従業員1人当たり売上高は各々1,575万円と7,760万円

図表31 資本金階級別の付加価値額に占める人件費 (労働分配率) と営業純益の割合 (18年度)



(備考) 1. 労働分配率=人件費÷付加価値額、付加価値額=人件費+営業純益+支払利息等+動産・不動産賃貸料+租税公課、人件費=役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与+福利厚生費とした。
2. 財務省『法人企業統計調査 (年次別)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

図表32 資本金階級別の労働生産性の要因分解 (従業員1人当たり売上高×付加価値率、18年度)



(備考) 1. 労働生産性=従業員1人当たり付加価値額=付加価値額÷従業員数、付加価値率=付加価値額÷売上高、付加価値額=人件費+営業純益+支払利息等+動産・不動産賃貸料+租税公課、人件費=役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与+福利厚生費とした。
2. 財務省『法人企業統計調査 (年次別)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

格差が著しい。大企業は大規模設備・施設や豊富な人材の活用で規模の経済性が働き、大量に製品・サービスを供給することで労働生産性を高めることができる。一方、小規模企業は、人員や資産の規模が小さいので大量供給には限界があるものの、労働集約的であることに加え、大企業が参入しにくい特殊性が高いニッチ市場や狭域市場などが対象になっていることで、付加価値率が高くなっている可能性がある。製品・サービスの特殊性や地理的な要因などでニッチ市場が形成され、市場規模は大きくないものの、その製品・サービスが必要な需要者にとっては欠くことができない重要な市場である。近年、消費者の選好の多様性や技術の高度化・複雑化などでニッチ市場を支える中小企業の役割は高まっており、新たなニーズを的確に捉えて消費者や企業に製品・サービスを提供するスタートアップ企業やベンチャー企業等の中小企業は重要な存在であると考えられる。また、ITや物流システム等の技術革新やビジネスマッチング・地域商社等の普及などを背景に、ネット通販の台頭などの販売チャネルの変化や情報伝達の迅速化・広域化などが今までニッチだった市場を徐々に拡大させる方向に動いている。地域金融機関はこのような市場の拡大と呼応して、中小企業の創業や事業規模の拡大を資金供給やビジネスマッチング等の経営支援などによって

後押しすることで、中小企業の付加価値額を増大させる必要があるだろう。

5. まとめ

総務省・経済産業省『経済センサス』に基づく企業数が減少するなど、日本経済は活力が低下しているといわれるが、各種統計をみると、近年、個人事業者数は横ばい、法人数は増加しており、有雇用事業所の開業率は廃業率を上回る推移が続いてきた。農林漁業などの個人事業主や製造業・卸小売業などの企業は数が減少している一方、規制緩和や技術進歩・社会構造の変化などを背景に、農業法人や情報通信・サービス業など、開業が活発化している分野は少なくない。直近では、景気減速などで企業の業況は弱含んでおり、『中小企業金融円滑化法』等で支援を受けてきた企業などの倒産が増えているおそれがあるものの^(注19)、ここ数年、黒字企業数は増加しており、所得金額も拡大してきた。また、足元、中小企業では需要超過の度合いが著しく、雇用や設備の不足で機会損失が生じたり、価格設定が低く抑えられたりしている可能性がある。中小企業は大企業に比べると労働生産性が低いですが、生産性を高めるには、ニーズのある高付加価値な製品・サービスを提供することに加え、価格設定や取引条件の適正化を図ることで賃上げ余力を高め、従業員の待遇改善等で雇用の確保に努めるなど、供給能力を高めて規模の経済性を向上させる

(注) 19. 東京商工リサーチによると、19年度上半期の企業倒産件数（負債額1,000万円以上）は4,256件で、前年同期比3.2%増加した。

必要がある。近年、消費者・企業のニーズの多様化や技術の複雑化・専門性の高まりなどで市場のニッチ化が進み、小回りが利き、専門分野に特化して細分化している中小企業の役割は高まりつつある。また、IT・物流システム等の技術革新やビジネスマッチング・地域商社・日本版DMO^(注20)等の普及でニッチ市場の厚みが増し、中小企業でも規模の経済性を追求できる環境へ変化している。例えば、今まで漁港に行かないと食せなかった鮮魚等の高付加価値商品（地理的なニッチ市場）が凍結技術の開発等で遠隔地でも食べられるようになったり、ソフトウェア開発業などは大規模な設備投資をしなくても、ダウンロード販売によって自社開発ソフトをニーズがある潜在的な顧客にも売り込むことが可能

になったりしている。このような経済・社会環境の変化に、意思決定が早い中小企業は迅速に対応することによって、高い付加価値率を維持しながら、規模を拡大することで生産性を向上させることができよう。地域金融機関は、AI（人工知能）等の技術シーズや社会環境・地域資源などを活かしたニーズを事業化しようとする起業家や中小企業に対して、資金供給に加え、創業支援・経営アドバイス・ビジネスマッチング・人材紹介・M&A・販路開拓・海外進出・産学官連携などで支援・育成したり、事業承継や廃業サポート（事業整理支援）などで後継者難に対処したりすることで、地域経済の新陳代謝を促し、活性化させる役割が一段と求められている。

〈参考文献〉

- ・厚生労働省『厚生労働白書』『雇用保険事業年報』『地域別最低賃金改定状況』『賃金構造基本統計調査』
- ・国税庁『会社標本調査』『国税庁統計年報』『法人税等の申告（課税）実績』
- ・財務省『法人企業統計調査（四半期別、年次別）』
- ・総務省・経済産業省『経済センサス活動編』
- ・総務省統計局『労働力調査』『個人企業経済調査（構造編）』
- ・中小企業庁『中小企業白書』
- ・日本銀行『全国企業短期経済観測調査』

(注) 20. Destination Management/Marketing Organization（観光地域づくり法人）。地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチ（各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（ブランディング）の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立など）を取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人（観光庁資料より）。KPI（Key Performance Indicator）は重要業績評価指標、PDCAはPlan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）